

別 記 第 4

給 料 表	職 員
行政職給料表（一）	標準的な職務が課長又はこれに相当する職にある者
公安職給料表	標準的な職務が統括課長若しくは課長又はこれらに相当する職にある者
医療職給料表（一）	標準的な職務が課長若しくは医長等又はこれらに相当する職にある者
医療職給料表（二）	標準的な職務が課長若しくは科長若しくは技師長又はこれらに相当する職にある者
医療職給料表（三）	標準的な職務が課長若しくは看護科長若しくは看護担当科長又はこれらに相当する職にある者
教育職給料表	職務の級が5級又は6級の適用を受ける者

別 記 第 5

給 料 表	職 員
行政職給料表（一）	標準的な職務が部長又はこれに相当する職にある者
公安職給料表	標準的な職務が理事官若しくは部長又はこれらに相当する職にある者
医療職給料表（一）	標準的な職務が部長等又はこれらに相当する職にある者